

空き店舗改修型 IT 系企業誘致促進事業の概要

【補助対象物件】 町内にある空き店舗で、下記に該当するもの

- 1 町内で、商業等を営むことができる建物で、現に商業等を営もうとする個人又は法人がいない建物
- 2 1 月以上商業活動が営まれていない店舗等（事務所、倉庫、作業場、居宅等で町長が認める建物）

【補助対象者】 下記のいずれかに該当する方

○町が公募する IT 系企業が新規出店する場合に賃貸または売却を目的に空き店舗を改修する空き店舗の所有者又は新規出店者

【改修補助要件】 1～5 全てに該当すること

- 1 申請年度内（3/31 まで）に工事が完了すること。
- 2 町、県および国が行う他の補助制度の対象とならないこと。
- 3 町内の建築業者等（個人事業主を含む）に発注すること。
- 4 高速インターネット環境が構築出来る環境を整えること。
- 5 補助対象事業に係る経費の総額が 100 万円以上であること。
- 5 市区町村民税等に滞納がないこと。

※町が別に公募し、IT 系企業の応募がある場合が前提となります。

【補助対象経費】

- 店舗什器等の運搬および廃棄に要する経費
- 店舗機能回復または向上のための修繕、模様替え、設備改善に要する経費

※直接事業のに要しない部分（居住部分）の改修や、備品の購入などは対象となりません。

【補助金額】

補助対象経費の 2 分の 1 以内で 550 万円が上限（補助金額の千円未満の端数は切捨）

【申請の時期】

改修工事の着工前に相談表を提出し、公募があった段階で補助金申請を行い。町（新型コロナウイルス感染症対策委員会）より交付決定を受けてください。

※改修中、改修後の申請については受理することができません。

【お問い合わせ先】

899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町仮宿 1029 番地

大崎町役場 企画調整課 商工振興係

TEL 099-476-1111（内線 228） FAX 099-476-3979

【提出する書類】

		書 類	取得場所	チェック欄
工事着工前に提出する書類	①	補助金交付申請書（第1号様式）	大崎町役場2階 企画調整課	<input type="checkbox"/>
	②	事業計画書（別紙様式1）	大崎町役場2階 企画調整課	<input type="checkbox"/>
	③	住民票謄本	居住地の役所	<input type="checkbox"/>
	④	所有者等の権利を明らかにする書類 例) 住宅の登記事項証明書・・・法務局 固定資産評価証明書・・・役場税務課 売買契約書・・・・・・・・・・申請者が保持	申請者が用意	<input type="checkbox"/>
	⑤	改修工事に係る見積書・設計図等	業者から取得	<input type="checkbox"/>
	⑥	施工前の状況がわかる写真	申請者が用意	<input type="checkbox"/>
	⑦	市区町村民税等の納税証明書 ※過去3年度分必要です。また、納税義務がない場合は該当年度分の「非課税証明書」を提出してください。	その年の1月1日 に住民登録のある役所	<input type="checkbox"/>
	⑧	その他町長が必要と認める書類	必要に応じて	<input type="checkbox"/>
工事完了後に提出する書類	⑨	完了報告書（第4号様式）	大崎町役場2階 企画調整課	<input type="checkbox"/>
	⑩	補助金交付請求書（第6号様式）	大崎町役場2階 企画調整課	<input type="checkbox"/>
	⑪	工事代金に係る請求書の写し	業者から取得	<input type="checkbox"/>
	⑫	工事代金に係る領収書の写し	業者から取得	<input type="checkbox"/>
	⑬	施工後の状況がわかる写真	申請者が用意	<input type="checkbox"/>
	⑭	その他町長が必要と認める書類	必要に応じて	<input type="checkbox"/>

※必要書類を役場企画調整課に持参される場合は、次のものを持ってきていただくと、手続きがスムーズに進みます。

- 印鑑（シャチハタ不可）
- 通帳（申請者名義のもの）